

## 第8章 交通安全

通勤、通学時の交通安全は自ら心がけることが最も重要である。特に自動車の運転、単車の運転に際しては法規を遵守しなければならない。大学内の交通安全は、法規を遵守するなど基本的には大学外と同じであるが、工学部では独自で教職員・学生の安全及び大学の教育研究の環境を維持するために、次のような規制等を行うので、教職員・学生は留意・励行するよう心掛けること。

### 1. 工学部構内への自動車乗り入れについて

- (1) 教職員の自動車通勤は、一定の許可条件を満たしている者に駐車許可証を発行している。許可証のない車輛は入構できない。
- (2) 学生の自動車通学は、身体障がいなど特別の事情を有する者以外は禁止している。
- (3) 臨時的に入構の必要が生じた場合は、その都度、必要理由等を申し出て入構許可申請を行うこと。

### 2. 工学部構内への単車乗り入れについて

- (1) 工学部駐輪場以外の工学部構内への単車乗り入れを禁止している。工学部駐輪場の場所については工学部配置図（学生便覧等に記載）を参照すること。
- (2) 単車利用者は、次の事項を遵守すること。
  - a. 工学部駐輪場には西側の単車専用通路により入場すること。
  - b. 専用通路内は徐行し、対向車に注意して走行すること。
  - c. 専用通路は、危険なため絶対に駐輪（不法）しないこと。
  - d. 駐輪場では、奥から詰めて順序よく整列して駐輪すること。
  - e. 通行中は、構内車輛規制を順守し、交通安全に心がけること。
  - f. 近隣の住人や学内の教育・研究の迷惑にならないよう、必要以上にエンジン音等、騒音を立てないこと。
  - g. 自賠責保険の他、任意保険にも加入しておくこと。
  - h. 単車を長時間駐輪場に放置しないこと。
  - i. 不要となったバイクを構内及びその周辺に放置（廃棄）しないこと。所有者又は使用者が責任をもって廃車手続等を行い処分すること。